

## Ⅱ. 後期基本計画

# 施策14 地域包括ケアの推進

### 施策の目指す姿

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

### 施策の現状

住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目途に地域包括ケアシステム<sup>\*1</sup>を構築することが必要とされています。本市においても、地域包括ケアシステムの構築を施策の中心に据え取り組んでおり、これまでに、地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの担当する日常生活圏域<sup>\*2</sup>の分割・細分化や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療と介護の連携、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員の配置などに取り組んできました。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増加することが予想されていることから、これまでの取り組みをより一層充実させていくことが求められています。

### 施策の課題

- 高齢者が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステム体制の構築が必要です。

### 主なとりくみ

#### (1) 支援の拠点・ネットワークの充実

- 高齢者の多様なニーズに応じて、相談体制や必要な支援が行われるよう、高齢者支援の地域の身近な拠点である地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の関係機関や団体とのネットワークを充実します。
- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画との連携を図りつつ、地域ケア会議の開催により地域課題を抽出し、自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などと連携して取り組むことで、支え合いのネットワークを充実します。

#### (2) 介護予防・生活支援の推進

- 地域課題の分析、高齢者ニーズの的確な把握を踏まえ、NPOやボランティア団体などと連携し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築します。

- 認知症予防のための講座や講演会、また、認知症相談会の開催などにより、認知症予防を推進します。
  - 身近な場所で介護予防の体操を行い、通いの場<sup>※3</sup>でもある「いきいき百歳体操」の自主グループの活動を支援します。
  - 後期高齢者医療制度等と連携し、介護予防事業と高齢者保健事業の一体的な取り組みを推進します。
- (3) 認知症ケアの向上と認知症を支える地域づくり
- 自治会、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体などへの研修の実施などによる認知症ケアの向上と、認知症サポーターの養成などによる認知症を支える地域づくりを推進します。
- (4) 医療と介護の連携の推進
- 医学的管理の必要性の高い在宅の高齢者などに対する、医療と介護の連携を推進します。
- (5) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスを更に推進するとともに、相談体制を充実します。
  - 成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、高齢者への虐待の防止や早期発見に取り組みます。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域の通いの場（いきいき百歳体操）の自主活動グループ数（平成29年度以降の累計）	27グループ	95グループ
認知症サポーターの養成数（平成20年度以降の累計）	11,492人	17,000人

## 市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 自立した生活が送れるよう、介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 地域住民の力を活用し、介護予防を進めましょう。
- 地域で要援護高齢者を見守りましょう
- 認知症への正しい理解を広め、適切に対応しましょう。
- 各種福祉サービスを適切に利用しましょう。
- 成年後見制度を理解し、有効に活用しましょう。

## 関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



### ※1 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、各人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

### ※2 日常生活圏域とは

市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

### ※3 通いの場とは

住民が主体となり、体操や趣味活動等を月1回以上行い、介護予防に資すると市が判断する場のこと。その運営については、市が財政的支援を行っているものに限らない。